

定 款

公益財団法人 日本英語検定協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本英語検定協会（英文名 Eiken Foundation of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日常の社会生活に必要な実用英語の習得及び普及向上に資するため、英語の能力を判定し、また様々な機会を通じてその能力を養成することにより、生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 英語能力判定事業
 - (2) 実用英語の研修・教育事業
 - (3) 実用英語の習得及び普及向上に繋がる研究及び事業に対する助成事業
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、前項の公益目的を達成するために、次の収益事業を行う。
- (1) 不動産賃貸業
 - (2) 業務受託業
 - (3) 知的財産提供の事業
 - (4) 広告業
 - (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 3 第1項の公益目的事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 公益財団法人への移行の登記日以降に、基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 公益財団法人への移行の登記日以降に、理事会及び評議員会においてその他の財産又は特定資産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会及び評議員会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。
- 4 基本財産及び特定資産以外の財産を、その他の財産とする。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事長の命を受けて専務理事又は常務理事が管理する。

（基本財産の処分の制限）

第7条 基本財産は、原則としてこれを処分若しくは除外し又は担保に供してはならない。

- 2 やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることができる出席理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の決議により承認を得た後、その一部を処分若しくは除外し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（重要な財産の譲り受け）

第8条 重要な財産の譲り受けは、理事会の決議を経た後、評議員会の決議による承認を得て行う。

（事業年度）

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、会計監査人及び監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

(評議員の選任)

第14条 評議員の選任は、評議員会において行う。

2 評議員会長は評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

3 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることとなつてはならない。

4 この法人の評議員の他の同一団体関係者の構成について、第28条第6項の規定を準用する。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

第16条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(評議員の報酬等)

第17条 評議員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は1事業年度の総額が100万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員の報酬及び費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。

2 評議員会長が評議員会に出席できないときは、出席した評議員の中から議長を互選する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任

- (2) 理事及び監事の報酬及び費用に関する規程
- (3) 評議員の報酬及び費用に関する規程
- (4) 報酬委員会及び指名委員会の設置及びこれらの委員会に関する規程
- (5) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、これらの附属明細書及び財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
- (10) 重要な取引の開始及び中止
- (11) 基本財産の除外の承認
- (12) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (13) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 21 条 評議員会は、6 月に定時評議員会、3 月に定例評議員会を開催するほか、必要の都度臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の決議に基づき専務理事又は常務理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 評議員の解任
 - (2) 監事の解任
 - (3) 評議員の報酬及び費用に関する規程
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令で定めた事項

（決議の省略）

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 25 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印又は電子署名する。

第 6 章 役員及び会計監査人

(定数)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、5 名以内を一般法人法第 197 条で準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。
- 5 前項の業務執行理事の中から、1 名を専務理事、2 名を常務理事とすることができる。
- 6 この法人に、会計監査人 1 名を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 28 条 理事及び監事は、社外者(定義について本条第 8 項参照)が委員の過半数を占める指名委員会が候補者に関する原案を作成して評議員会に提出し、評議員会が同原案を検討した上で、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって前条第 4 項の業務執行理事の中から選定する。
- 5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 6 この法人の監事及び会計監査人には、理事及び評議員並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また監事及び会計監査人は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 本定款にいう「社外者」とは、この法人の業務執行理事(一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項(一般社団・財団法人法第 198 条において準用する場合を含む。)に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。)又は使用人でなく、かつ、その就任の前 10 年間この法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 条で定める者をいう。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 4 監事は、その他法令に定められた職務を行い、権限を行使する。

(会計監査人の職務及び権限)

第 31 条 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの
- 3 会計監査人は、その他法令に定められた職務を行い、権限を行使する。

(役員及び会計監査人の任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 33 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 前項に定める理事の解任に際して、指名委員会から原案が提出された場合、評議員会は同原案を真摯に検討するものとする。

3 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

4 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任

の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第 34 条 この法人は、理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、社外者が委員の過半数を占める報酬委員会が、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 会計監査人の報酬等は、理事長が理事会の決議を経、かつ監事（監事が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得て定める。

(責任の一部免除又は限定)

- 第 35 条 この法人は、理事、監事又は会計監査人の、一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は使用人でないものに限る。）、監事及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、金 10 万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

- 第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(議長)

- 第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 理事長が理事会に出席できないときは、専務理事又は常務理事がこれにあたる。

(権限)

- 第 38 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事、業務執行理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第 39 条 理事会は、6 月及び 3 月に定例理事会を開催するほか、必要の都度臨時理事会を開催する。

(招集)

- 第 40 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(保有する株式等の議決権の行使)

- 第 42 条 この法人は、株式等の議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総

数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

（決議の省略）

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第44条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告について、適用しない。

（議事録）

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。理事長が欠席した場合には出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第8章 事務局及び職員

（設置等）

第46条 この法人に、事務処理のため事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長及びその他の職員をもって構成する。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得た上で、理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

第9章 会長、副会長、顧問及び委員会

（会長及び副会長）

第47条 この法人には、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得た上で、会長を1名及び副会長1名を置くことができる。

2 会長及び副会長は、この法人の名誉を代表する。

3 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問）

第48条 この法人には、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得た上で、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人の運営、事業その他の事項に関する諮問機関とする。

3 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（名誉顧問）

第49条 この法人には、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得た上で、この法人に功労のあった者の中から名誉顧問若干名を置くことができる。

2 名誉顧問は、理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

3 名誉顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会）

第50条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、次の委員会を設置する。

- (1) 実用英語技能検定の問題作成委員会
 - (2) 実用英語技能検定の可否判定委員会
 - (3) 実用英語技能検定の成績優秀者・団体表彰選考委員会
 - (4) 研究助成選考委員会
 - (5) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。
- 3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、指名委員会及び報酬委員会については、評議員会の決議により設置されるものであり、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第14条及び第16条についても適用する。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 剰余金の分配

(剰余金の分配)

第55条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則 この定款は、認定法第11条に定める変更の認定を受けて、変更の登記をした日から施行する。